

令和7年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

北 広 島 町

町税につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）にも課税されます。

償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の所有状況について必要な事項を、その資産が所在する市町村に申告する義務があります。（地方税法第 383 条）

この手引きをご参照のうえ、期限までに提出していただきますようお願いいたします。

提出期限:令和7年1月31日(金)

◆◆申告の際のお願い◆◆

- ◇初めて申告される場合は、全資産の名称・取得価格・取得日等を必ず記載してください。
- ◇「前年と変更がない」場合は、申告書の備考欄に「増減なし」と記載し申告してください。
- ◇「該当資産がない」場合や、「廃業」「解散」「休業」「町外移転」「合併」等などの異動があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載し申告してください。
- ◇申告書を郵送により提出される方で控え（受付印押印済）の返送が必要な場合は、返信用封筒（切手貼）を同封してください。
- ◇申告書は窓口にご提出いただく方法のほか、郵送、地方税ポータルシステム（eLTAX:エルタックス）によるインターネットでの申告を推奨します。（詳しくは P.10 をご確認ください）

●申告書の提出・お問い合わせ先

〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田 1234
北広島町役場 税務課 資産係（本庁1階）
電話 0826-72-7351(直通)

※申告書は各支所住民係にもご提出いただけます。

【目次】

- I 償却資産について・・・・・・・・・・ 2～5 ページ
- II 償却資産の申告について・・・・・・・・ 6～9 ページ
- III その他・注意事項・・・・・・・・・・ 10 ページ

1 償却資産について

1 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるものを償却資産といいます。

2 資産の種類と主な償却資産

資産の種類			主な償却資産の内容
1	構築物		舗装路面(駐車場等)、緑地施設、塀、外灯、ゴミ置き場、その他
		建物付属設備	賃借人が施工した内装・造作、その他
		構築物	固定資産税で家屋として評価されない建物(例:自転車置場等)
2	機械及び装置		製造機械設備、ブルドーザー・クレーン等の建設機械、太陽光発電装置、その他
3	船舶		漁船、ヨット、水上バイク、その他
4	航空機		飛行機、ヘリコプター、その他
5	車両及び運搬具		フォークリフト等の構内運搬車両、大型特殊自動車、その他
6	工具、器具及び備品		パソコン等の事務機器類、工具類、ルームエアコン、看板、その他

3 業種別の償却資産具体例

業種	主な償却資産の内容 ()内は標準的な耐用年数
共通	事務机・事務いす(15)、応接セット(8)、エアコン(6)、パソコン(4)、テレビ(5)、空気洗浄機(6)、コピー機(5)、その他
飲食業	テーブル・椅子(5)、厨房用具(5)、冷蔵庫(6)、冷凍庫(6)、カラオケ一式(5)、その他
理容業・美容業	理・美容椅子(5)、パーマ機(5)、消毒殺菌機(5)、サインポール(3)、その他
小売業	陳列ケース(6 または 8)、レジ(5)、冷蔵庫(6)、その他
医業	調剤機器(6)、レントゲン機器(6)、手術機器(5)、その他
不動産貸付業	コンクリート造の塀(15)、金属フェンス(10)、舗装路面(15 または 10)、植木など(20)、太陽光発電設備(17)、屋外の給排水・ガス設備(15)、その他
農業	ビニールハウス(14)、農機具(トラクター(7)など)、その他

4 償却資産の課税対象となる車両

フォークリフト等の大型特殊自動車は、償却資産として固定資産税の課税対象となります。ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99及び900～999」、農耕作業用の自動車で最高時速が毎時35km以上のものが課税対象になります。ただし、自動車税、軽自動車税(小型特殊自動車等)の対象になる乗用車・トラック等は除きます。

小型特殊自動車は、公道走行の有無にかかわらず、所有していれば軽自動車税の課税対象になり、ナンバープレートの交付申請手続きが必要です。ナンバープレートが付いていないものをお持ちであれば、税務課所得係または各支所住民係の窓口で申告し、交付を受けてください。

5 家屋と償却資産の区分

固定資産税における取扱いでは、家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める建物付属設備については、償却資産ではなく家屋に含まれて課税されます。

一方、家屋から独立した設備（受変電設備など）、特定の業務に使用される設備（飲食店の厨房設備など）、容易に移動・取り外しできる設備（ルームエアコンなど）、屋外に設置されている設備は償却資産に分類されます。

申告書作成の際は下表を参考にいただき、不明な点がございましたら、税務課資産係までご連絡ください。

〈建物付属設備の家屋と償却資産の主な区分表〉

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	区分	
			家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎
	中央監視設備	設備一式		◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式、非常用照明器具		◎
		屋内設備一式	○	
	電力引込設備	引込工事		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎
		上記以外の設備	○	
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎
		配管・配線、端子盤等	○	
	LAN 設備	設備一式		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎
		配管・配線等	○	
	インターホン設備	集合玄関等、親機・子機等	○	
	監視カメラ (ITV) 設備	受像機 (テレビ)、カメラ、録画装置等の機器		◎
		配管・配線等	○	
	避雷設備	設備一式	○	
	火災報知設備	設備一式	○	
	盗難非常通報設備	設備一式	○	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○	
	給湯設備	局所式給湯設備 (電気温水器・湯沸器用)		◎
		局所式給湯設備 (ユニットバス用、床暖房用等)	○	
		中央式給湯設備		
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎
		屋内の配管等	○	
空調設備	空調設備	設備一式 (洗面器、大小便器等)	○	
		消化器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎
	換気設備	消防栓設備、スプリンクラー設備等	○	
		ルームエアコン (壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎
		上記以外の設備	○	
その他の設備等	運搬設備	特定の生産又は業務用設備		◎
		上記以外の設備	○	
	厨房設備	工場用ベルトコンベア		◎
	洗濯設備	エレベータ、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○	
		顧客の求めに応じるサービス設備 (飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備等		◎
外構工事	外構工事	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備 (ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備		◎
		冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切 (衝立)、機械式駐車設備 (ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎
		工事一式 (門、塀、緑化施設等)		◎

6 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在において、北広島町内にある事業の用に供する資産の申告が必要になります。

◎次に掲げる資産も事業の用に供することができる資産であれば申告する必要があります。

- ・建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)
- ・租税特別措置法の規定を適用し、中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を即時償却しているもの
- ・決算期以後 1 月 1 日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ・償却済資産(減価償却が終わった資産)
- ・遊休資産・未稼働資産
- ・改良費(税務会計上の資本的支出に該当するもの。新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。)
- ・家屋に施した建設設備・造作等のうち、償却資産として取り扱うもの
- ・取得価額が 20 万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの
- ・リース資産であっても契約の内容が割賦販売と同様である資産

7 申告の対象にならない資産

次の資産は申告の対象とならないので、申告の必要はありません。

- ・自動車税、軽自動車税の課税対象となるべきもの(例:小型フォークリフト)
- ・無形固定資産(例:ソフトウェア、特許権、実用新案権等)
- ・繰延資産
- ・取得価格が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ・法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価格が 20 万円未満のもの
- ・耐用年数が 1 年未満または取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの

8 償却方法と取得価格による申告対象一覧

取得価額 償却方法	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
個別減価償却	○	○	○	○
中小企業特例		○	○	
一時損金算入	×			
3 年一括償却	×	×		

※個人事業者の場合、取得価額 10 万円未満の資産はすべて必要経費となるため、3 年一括償却や個別に減価償却することはできません。

9 取得価額における消費税の取り扱い

事業者の区分	法人税又は所得税における固定資産の取得に係る取引の経理方式	償却資産申告の取得価額における消費税の取り扱い
免税業者	税込経理方式	取得価額に含める
課税業者	税抜経理方式	取得価額に含めない
	税込経理方式	取得価額に含める

※原則として国税の取り扱いに準じます。

10 国税との相違点

償却資産に対する課税について、国税と比較すると次のとおりです。

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	賦課期日(1月1日)	事業年度
減価(償却)の方法	原則として定率法を適用 (固定資産評価基準に定められた原価率を用いる) ※法人税法等の旧定率法で用いる原価率と同様	定額法、定率法等の選択制 ※平成10年4月以後に取得した建物、平成28年4月以後に取得した附属設備、構築物は旧定額法又は定額法 ※平成19年4月1日以後に取得した資産は、定額法、定率法を適用 ※平成19年3月31日以前に取得した資産は旧定額法、旧定率法を適用
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。
増加償却	認められます。	認められます。
評価額の最低限度	取得価格の5/100	備忘価格(1円)まで
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例(租税特別措置法)	金額に関わらず、認められません。	認められます。

II 償却資産の申告について

1 申告の方法及び提出書類

(1) 前年度までに申告のあった方

申告の内容	申告書	種類別明細書		記入の仕方
		増加資産・全資産用	減少資産用	
資産増減のない方	○	×	×	申告書の右下備考欄に「増減なし」と記入してください。
増加資産のある方	○	○	×	明細書(緑色)に、増加した資産を記入してください。
減少資産のある方	○	×	○	明細書(赤色)に、減少した資産を記入してください。

(2) 今年度初めて申告をされる方

申告の内容	申告書	種類別明細書 (増加資産・全資産用)	記入の仕方
申告する資産がある方	○	○	全資産を記入してください。
申告する資産がない方	○	×	申告書の右下備考欄に「該当資産なし」と記入してください。

(3) 事業の廃止等をされた方

廃業、解散、休業、町外移転、合併等などの異動があった場合は、申告書の右下備考欄にその旨を記載し申告してください。

(4) 修正申告をされる方

申告した内容に誤りがあることが判明した場合、速やかに修正申告書を提出してください。

なお、過年度の修正申告書を提出する場合は、年度ごとに修正申告書を提出してください。また、過年度において申告すべき資産を申告される場合は、種類別明細書の摘要欄に「申告漏れ」と記入してください。

(5) 番号法に定める本人確認の実施

個人番号を記載した申告書を提出していただく際に、番号法に定める本人確認(番号確認、身元確認及び代理者確認)を行いますので、以下の本人確認書類をお持ちください。

代理人による提出や郵送の場合は写しを添付してください。なお、法人番号を記載した申告書を提出していただく場合や、eTAX(電子申告)による申告の場合には、本人確認資料の提示・添付は不要です。

なお、マイナンバーの記載がない場合や、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合であっても、申告書は有効なものとして受理いたします。

① 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料 A	身元確認資料 B
・個人番号カード(裏面) ・通知カード(氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているもののみ) ・住民票(個人番号付き) 等	・個人番号カード(表面) ・運転免許証 ・旅券(パスポート) 等
番号確認資料 A と身元確認資料 B から、それぞれ1種類を提出してください。	

② 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料 A	代理人の身元確認資料 B	代理権確認資料 C
・本人の個人番号カード(裏面) ・本人の通知カード(氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているもののみ) ・本人の住民票(個人番号付き) 等	・代理人の個人番号カード(表面) ・代理人の運転免許証 ・代理人の旅券(パスポート) 等	・税務代理権限証書 ・委任状 等
本人の番号確認資料 A と代理人の身元確認資料 B と代理権確認資料 C から、それぞれ1種類を提出してください。		

2 非課税・課税標準の特例

(1) 非課税となる資産

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備えた償却資産については、非課税の扱いとなり、固定資産税が課税されません。このような資産をお持ちの方は、申請及び添付書類が必要です。(申請書は北広島町のホームページからダウンロードできます。)

(2) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。このような資産をお持ちの方は、申請及び添付書類が必要です。(申請書は北広島町のホームページからダウンロードできます。)

【課税標準の特例の対象となる償却資産の例】(一部抜粋)

特例対象資産		地方税法根拠規定		特例率	適用期間
		条	項 号		
ガス事業用資産		法 349 条の3第 2 項		1/3	最初の5年間
				2/3	その後5年間
公共の危害防止施設等 (汚水又は廃液の処理施設)		法附則 第 15 条	第2項第1号	1/2	期限なし
公共の危害防止施設等 (ごみ処理施設)			第2項第2号	1/2	期限なし
公共の危害防止施設等 (一般廃棄物の最終処分場)			第2項第3号	2/3	期限なし
公共の危害防止施設等 (産業廃棄物処理施設)			第2項第4号	1/3	期限なし
公共の危害防止施設等 (下水道除害施設)	R4.4.1以降に 取得		第2項第5号	3/4	期限なし
太陽光発電設備 *1 (自家消費型発電設備) ※固定価格買取制度の認定を受けたものは対象外	1000kW 未満		第25項1号	2/3	3年間
	1000kW 以上		第25項3号	3/4	3年間
水力発電設備	5000kW 未満		第25項4号	1/2	3年間
中小事業者が取得した 先端設備など	R5.4.1～ R7.3.31に取得		第44項	1/2	3年間(賃上表明なし)
		1/3		5年間または4年間 (賃上表明あり)	

*1 令和6年4月1日以降に取得した太陽光発電設備について一部取り扱いの変更があります。詳しくは税務課資産係までお問い合わせください。

3 再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備等)

家屋の屋根や土地等に太陽光発電設備等を設置して事業の用に供する場合には、その設備一式が固定資産税の対象となり申告が必要です。償却資産に該当する設備を所有されている方は申告をしてください。

設置者	10kW 以上の発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kW 未満の発電設備 (余剰売電)	自家消費型
個人(住宅用)	事業用資産となりますので、課税の対象となり、申告が必要です。	事業用資産とはなりませんので、課税の対象にはなりません。	
個人(事業用)	個人であっても事業用資産である場合は、発電出力量や全量売電・余剰売電・自家消費型にかかわらず課税の対象になり、申告が必要です。		
法人	事業用資産となりますので、発電出力量や全量売電・余剰売電・自家消費型にかかわらず課税の対象になり、申告が必要です。		

なお、家屋に一体の建材(屋根材等)として太陽光パネルが設置されている場合は家屋の一部として評価するため、申告は不要です。その他の発電設備(接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット及び電力計等)のみ申告が必要です。

4 記入例

令和 年 月 日

令和 7 年度

個人：個人番号（マイナンバー）
法人：法人番号 を記載

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

※ 所有者コード
記載する必要はありません。

受印印

北 広 島 町 長 殿

1 住所
〔ふりがな〕
〔又は郵便局
無寄附地〕

2 氏 名
〔ふりがな〕
〔法人に
てはその
代表者
の氏名〕

3 個人番号又は
法人番号

4 事業種目
〔業種・業態の別〕

5 事業開始年月
年 月

6 この申告に申告する
資産の範囲

7 税理士等の氏名
〔住所〕

8 償却期間年数の承認
有・無

9 増加償却の届出
有・無

10 非課税該当資産
有・無

11 非課税標準の特例
有・無

12 特別償却又は圧縮処理
有・無

13 税務会計上の償却方法
定率法・定額法

14 異 議 申 告
有・無

取得価額
前年までに取得したもの〔イ〕 前年中に減少したもの〔ロ〕 前年中に取得したもの〔ハ〕 計〔（イ）+（ロ）+（ハ）〕

1 構築物
2 機械及び器具
3 船 舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 工具、器具及び備品
7 合 計

15 市（区）町村内
における事業所
等資産の所在地
①
②
③
④ 業主の名称等

16 借用資産
（有・無）

17 事業所用資産の所有区分
自己所有・借家

18 備考（附付書類等）
記載例
・ 前年度と変更が無い場合 → 変更なし・増減なし
・ 資産がない場合 → 償却資産なし
・ 事業をやめた場合 → 令和6年9月底業
・ 令和6年8月に商号変更
旧)〇〇株式会社 新)△△株式会社
・ 会社が合併した → ●●会社と合併

昨年度までの申告に基づき、
令和6年以前から
保有している資産の
取得価格の合計を
記入してください。

記載する必要はありません。

※このように、状況の変化をご記入ください。

令和 7 年度

種類別明細書 (増加資産・全資産用)

※ 所有者コード ※

記載する必要はありません。

該当する方を ○ で囲んでください

所有者名

○枚のうち
○枚目

行 番 号	資産 の 種 類	資産コード	資産の名称等	数 量 号	取得年月			取得価額	(イ) 耐用 年数	(ロ) 減価 残 存 率	(ハ) 価 額	課税標準	課税標準額	増 加 事 由	摘 要
					年	年	月					の特 例 率 コード			
01	5		電気冷蔵庫	1	5	6	8	1,500,000 円	15	0.				1・2 3・4	特例附15-30
02										0.				1・2 3・4	
03										0.				1・2 3・4	
04										0.				1・2 3・4	
05										0.				1・2 3・4	
06										0.				1・2 3・4	
07	2		太陽光発電設備	1	5	5	12	25,000,000	17	0.				1・2 3・4	申告漏れ
08										0.				1・2 3・4	
09										0.				1・2 3・4	
10										0.				1・2 3・4	
11										0.				1・2 3・4	
12										0.				3・4	
13										0.				1・2 3・4	
14										0.				1・2 3・4	
15										0.				1・2 3・4	
16										0.				1・2 3・4	
17										0.				1・2 3・4	
18										0.				1・2 3・4	
19										0.				1・2 3・4	
20										0.				1・2 3・4	
			小計												

【取得価額】
・取得価額は購入時の価額を記載してください。
・圧縮記帳は固定資産税の評価上認められていませんので、圧縮額を含めた取得価格を記載してください。

【資産の種類】
1. 構築物 4. 航空機
2. 機械及び装置 5. 車両及び運搬具
3. 船舶 6. 工具、器具及び備品
※太陽光発電設備は、2：機械及び装置になります。

【年号】
令和 5
平成 4
昭和 3

【減価償却資産の耐用年数等に関する省令】
別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記載してください。

【増加理由】
1. 新品取得
2. 中古品取得
3. 移動による受入
4. その他
のいずれかに○印を付けてください。

記載する必要はありません

記載する必要はありません

記載する必要はありません

※ 所有者コード ※		種類別明細書(減少資産用)										所有者名		〇枚のうち 〇枚目			
記載する必要はありません。		抹消コード		資産の名称等		数 量	取得年月 年 月		取得価額		耐用 年数	申告 年度	減少の事由及び区分 1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他 1 全部 2 一部			摘要	
行 番 号	資産 の 種 別																
01	6			ノートパソコン(〇〇社製)	1	4	20	1	250,000	4	4	21	1・2・3・4	1・2			
02													1・2・3・4	1・2			
03													1・2・3・4	1・2			
04													1・2・3・4	1・2			
05													1・2・3・4	1・2			
06													1・2・3・4	1・2			
07																	
08																	
09																	
10																	
11													1・2・3・4	1・2			
12													1・2・3・4	1・2			
13	2			計量器	1	4	21	8	600,000	4	4	22	1・2・3・4	1・2			
14	2			印刷機	1	5	2	5	250,000	10	5	1	1・2・3・4	1・2			
15													1・2・3・4	1・2			
16													1・2・3・4	1・2			
17													1・2・3・4	1・2			
18													1・2・3・4	1・2			
19													1・2・3・4	1・2			
20													1・2・3・4	1・2			
小 計																	

【資産の種類】
 1. 構築物 4. 航空機
 2. 機械及び装置 5. 車両及び運搬具
 3. 船舶 6. 工具、器具及び備品

【年号】
 令和 5
 平成 4
 昭和 3

【摘要欄】
 減少の区分が「2. 一部」に該当する場合は、
 「取得価格600,000円(3台)のうち、250,000円(1台)買い換え」
 など、減少前の取得価格及び数量等を記載してください。

600,000円(3台)のうち、
 250,000円(1台)を買い換え

●評価額の計算方法

(1)前年中に取得したもの

取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝評価額

(2)前年前に取得したもの

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額

評価額が取得価格の5%になるまで償却します。評価額が取得価格の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

【減価残存率表】

耐用 年数	減価率	減価残存率		耐用 年数	減価率	減価残存率		耐用 年数	減価率	減価残存率	
		前年中 取得	前年前 取得			前年中 取得	前年前 取得			前年中 取得	前年前 取得
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811	20	0.109	0.945	0.891
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825	21	0.104	0.948	0.896
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838	22	0.099	0.950	0.901
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848	23	0.095	0.952	0.905
6	0.319	0.840	0.681	15	0.142	0.929	0.858	24	0.092	0.954	0.908
7	0.280	0.860	0.720	16	0.134	0.933	0.866	25	0.088	0.956	0.912
8	0.250	0.875	0.750	17	0.127	0.936	0.873	30	0.074	0.963	0.926
9	0.226	0.887	0.774	18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936
10	0.206	0.897	0.794	19	0.114	0.943	0.886	50	0.045	0.977	0.955

Ⅲ その他・注意事項

1 実地調査について

申告の内容が適正であることを確認するために、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定により、実地調査を行うことがあります。適正な課税を行うための調査にご協力ください。

実地調査により、申告内容の修正をお願いすることがありますのであらかじめご了承ください。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第 354 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科されることがあります。

2 国税資料の閲覧

北広島町では、地方税法第 354 条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、北広島町への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含めて個別に確認させていただきますのでご協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめご了承ください。

3 みなし課税

申告がない場合においても、過去の申告内容をもとに償却資産を所有していると、みなし課税することがあります。なお、みなし課税は、あくまで所有状況を推定するものであり、申告があったとみなすものではありませんので、未申告の場合は申告をお願いします。

4 過年度への遡及

実地調査に伴う申告内容の修正や申告漏れ等が発覚した場合には、現年分だけではなく、資産を取得した翌年まで遡及することになります。ただし、地方税法第 17 条の5第5項により最大5年を限度とします。なお、過年度分について追加課税となった場合には、通常の納期と異なり、一括での納付となります。

5 申告義務違反に対する措置

正当な理由なく申告されなかった場合には、地方税法第 386 条及び北広島町税条例第 75 条の規定により 10 万円以下の過料が科されることがあるほか、地方税法第 368 条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽に申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金を科されることがあります。

なお、申告のない場合や、実地調査を拒否された場合は、国税資料等を基に推計課税をする場合がありますので、ご承知おきください。

申告書の提出は便利な電子申告をご利用ください。

- ◆インターネットを利用して、自宅やオフィスなどから申告等の手続きを行うことができます。
- ◆利用届出(新規)を提出後、直ちに電子申告を利用することができます。
- ◆PCdeskで固定資産税(償却資産)申告データのCSV取り込みによる作成が可能です。

eLTAXのご利用開始・利用方法はeLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください。

●ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp>

●電話：0570-081459

IP電話や携帯電話からは:03-5521-0019

※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください。